〈発行所〉
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052　東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電　話：03―3733―2561
FAX：03―3733―2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日第三種郵便物認可）

2015年3月15日　第264号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail：nfduj@zenkoku-kowan.jp

賃金関係はゼロ回答！

第二回中央港湾団交

全国港湾と港運同盟は、日本港運協会と第二回中央港湾団交を二月二十五日十三時三十分より開催し、前回提出した要求書に対する業側の回答を求めた。

業側の回答は、おおむね積極的な回答とは言えず、賃金関係はゼロ回答、他は困難などの回答で評価する内容はなかったため、組合側は反論と主張を行った。

日港協の回答は、①認可料金制度復活については、規制緩和が進行している社会経済情勢下で極めて困難な問題であることは労使共通認識である。労使がどのように取り組むか検討する必要があると考える。②料金の収受や支払いについて、賃上げについては各個別企業が縦割りの中で努力するよう周知したと考える。③港湾労使のルールについて、今後とも労使ともども、渉外活動を継続することとしたい。④三島川之江港の指定化について、当事者が決断に至っていない現状を残念に思う。⑤港湾の職域・業域やこれと密接不可分の諸問題について、今後も継続していきたい。⑥賃金・労働条件の向上については、後日回答することとしたい。⑦港湾運送事業法と港湾労働法の法律が斉一化されることに異論はないが、出来るだけ運用面だけでカバーするよう知恵を絞る以外にないのではと考える。⑧産別協定の主旨、意義は理解しているが、理論的かつコスト的に対応し得る体制整備の検討が先決と考える。⑨事前協議制度については、中央事前協議会で検討したい。⑩関連専業の労働環境整備には、引き続き当該関係者間の協議を見守り、必要なアドバイスや支援を行っていきたいと考える。⑪日雇い不使用協定は、就労実績から全体的にほとんどが常用労働者であることからすでに確立している。⑫年金制度について、先般の規定の一部改正検討時に、抜本的な見直しについて議論した経緯があったことから改定は困難である。⑬石綿救済については、過去の協定で国の関与を追及することを労使間で行う旨約束している。⑭放射線の検査体制については、相対的には四検の検査体制は概ね確立されていると承知している。

組合側はこれに対し、①政府と経団連を含めた団体が、賃上げを行うことによって内需回復により、デフレ脱却を目指している背景があり、港湾でもユーザーに働きかけて認可料金制度が廃止になって以降の料金下落を引き戻させれば大幅賃上げは可能である。②適正料金の収受が、賃上げの原資に直結するもので、最低賃金と制度賃金の引き上げにより、個別賃上げの底上げを図ることになる。③業として労働者を養い、業として生きていくならもう一歩踏み込んだ取り組みをすべきではないか。④組合は、三月十日と十一日に行政やユーザーに対して賃上げの環境を整えるべく中央行動を計画している。業側も同じように関係者に環境を整えるべく適正料金収受を求めていくべきではないか。⑤労使で産別協定を作り上げ、そのうえで賃上げ交渉を個別組合労使で行っている。

これに対し業側は、①適正料金を収受し、適正な支払を行うことを指導することに別に他意はない。②料金収受については、元請を通じて邦船、外船社に対して行っている。また、昨年十一月には日港協会長より、港湾運送業界の運営維持に対して適正料金収受を行うよう内部周知もあった。③労使協議を尊重しているし、自然体で要求を受け止め、回答を行っている。しかし、組合側の要求に対して各地区の様々な意見のなか集約して回答を行っていることも理解してほしい。

これに対し組合側は最後に、他産業の春闘山場は。三月十八日前後であるとし、再検討する時間は十分にある、組合側が満足できる回答を強く促した。

業側は、再検討することを了承し、次回団交を三月二十日に開催することを労使で確認して交渉を終了した。

一五春闘勝利に向けて

団結ガンバロー!!

全国港湾と港運同盟は、三月十日から十一日にかけて一五産別港湾春闘の一環として「一五春闘中央行動」を中央役員、京浜三港を中心に各地区港湾代表合わせて二〇〇名の規模で実施した。行動は、十日の国土交通省、厚生労働省、経済産業省の行政交渉を行い、十一日の午前から、恒例の「丸の内昼デモ」を行い、経団連前でのシュプレヒコールでデモを締めくくり、昼からは代表四十名でユーザー、船社、政党要請行動を取り組んだ。

中央行動の一日目は、十二時三〇分に国土交通省前にて全国から集まった仲間、約二〇〇名が結集し、国土交通省・厚生労働省・経済産業省との交渉に先立ち全国港湾糸谷中央執行委員長・港運同盟新屋会長の中央行動意思統一集会を行った。

糸谷委員長は、「第一波行動として二月十八日・十九日に三島川之江港指定港化を求めた取り組みを行った、本日、明日は第二波の行動として賃金を含めた、多項目に亘る問題に対し、責任放棄ばかりしている行政に厳しく追及して、一五春闘を成功に向けたい。要求書の実現を図る為に、皆さんで頑張りましょう」と挨拶があった。

新屋会長は、「十二年間経過をして、何一つ私達の労働条件・福利厚生面の充実というものは実現していません。船社・荷主・ユーザー・業界等に、こういった実態を明らかにしていきながら、日本の経済基盤となる港湾を活性化することが課題だと訴えて行きたい。また、料金問題、職域・業域問題をとっても、国の関与が表面に出なければ纏らない訳であるから、そこに向けて懸命に頑張って行きたい」とし、「団結ガンバロウ」三唱で交渉団を送り出し、残りの約百四十名が座り込みとシュプレヒコールを繰り返し交渉団の後押しを行った。

また、十五時より厚労省へ移動し、国交省と同等の行動を行い、一日目を十六時半に終了した。

二日目は、丸の内昼デモ行進を行った。国際ビル前にて意思統一集会では、糸谷委員長より「アスベスト問題をとっても国の責任を追求している。それぞれの省庁の立場はあろうとも、現実に被害が起きている人を救済しようとする考えが抜け落ちている。国家公務員の責任立場として、当該省庁が回答すべきであるが、残念ながらその回答はなかった。ＩＬＷＵは十五％近い賃上げを行ったが、北米・西海岸が止まったらどうなったか皆さんもお解りだと思います。私達も納得出来なければ行動するしかない、そんなことをさせないよう、市民の皆さんにもシュプレヒコールを通して訴えていきましょう」と檄のもと、千代田区労協の水久保様から「今年は労働法制の改悪反対デモを行った、そういった意味では皆さんと共に、丸の内デモを春闘勝利に向けて訴えていきたいと思っています」と連帯のご挨拶を頂いた。デモ行進は、全国港湾四役を筆頭に「国際ビル前～丸の内ビル～神田橋公園」までを「政府は認可料金体制に戻せ」「港湾のルールを守れ」「労働法制の改悪反対」などのシュプレヒコールを繰り返し唱え、一般市民に対し理解を願い行進した。最終地点の神田橋公園内で解散集会を行い、昨日行われた、国交省・厚労省・経産省交渉の報告を行ったあと、経団連前にて、力強くシュプレヒコールを行い、一五春闘中央行動を締めくくり散会した。

また、十三時より全国港湾常任中執、京浜三港代表者の構成で政党要請及びユーザー要請行動を総勢約五十名で、日本貿易会・外国船舶協議会・日本郵船・商船三井・公明党・民主党・共産党・自民党・社民党へ港湾の現状を理解してもらう要請行動を行った。

港湾に働く労働者の決意と団結を広くアピールする一五春闘中央行動となった。

シャモ樽

四月から年金受給額が引き下げられる▼実際には、額面ではプラス改定（０・９％）となるが、円安等による物価上昇律（２・７％）には及ばないため、実質的には引き下げとなる▼政府は将来のためと説明しているが、年金収入だけで生活をしている高齢者の負担は大きい。また、今回の減額措置で最も被害を受けるのは現役世代とも言える。特に若い人ほど減額措置が大きくなる▼寿命が延びたり、労働力が減ったりする分、年金支給を減らすのが「マクロ経済スライド」と呼ばれる減額措置の仕組みであり、これから三〇年後は国民年金が三割、厚生年金も二割減る見通しが出されている。今でさえ、国民年金は六万五〇〇〇円ほどで生活するには不十分な額なのに、これが将来的に四万五〇〇〇円ほどに下がる見通しが立っているのだから、若い人の年金に対する不信感が高まりかねない▼少子高齢化社会の背景の一つには若者の未婚率の高さがあるが、賃金の低い非正規労働者が増えている中で少子化対策は難しい。まずは正規雇用を増やし、生活を安定させることが少子化対策には不可欠だ。ところが政府は派遣の規制緩和などに血眼なっている。この矛盾を改めることが、年金財政の安定と年金への信頼につながる。